



祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）に、前月の実績に係る業務実績報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による業務実績報告書を受領したときは、提出を受けた日から起算して 10 日以内に確認検査を実施し、この契約の内容に適合するかどうかの審査を完了しなければならない。
- 3 本システム利用の水準が S L A に定める水準に達しないものであるときは、乙は速やかに必要な措置を講じ、当該未達成状態を改善しなければならない。
- 4 乙の改善策にもかかわらず S L A の未達成状態が改善されない場合、甲は利用料を減額することができる。減額金額の計算方法等は、S L A で定めるものとする。
- 5 乙は、第 3 項の規定による措置を講じたことを理由として、前項の規定による甲の利用料の減額を拒否できないものとする。

（利用料の支払）

第 8 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、第 5 条に定める額による利用料請求書を甲に提出するものとし、甲は、適法な請求書の提出を受けた日から起算して 30 日以内に利用料を乙に支払うものとする。

- 2 甲が支払期日まで乙に利用料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、算定対象期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で算定した遅延利息を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 9 条 甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務責任者等）

第 10 条 乙は、本システムの開発・導入に当たり、仕様書に定めるとおり総括責任者を選任しなければならない。

- 2 乙は、仕様書に定める開発・導入体制について、連絡先や担当者の氏名等を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、本システム利用業務の提供に当たって、仕様書に定める運用体制や障害発生時の体制について記載した書面を甲に提出しなければならない。

（資料の貸与等）

第 11 条 乙は、業務の履行に当たり、甲が所有する資料その他の情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報（以下「開示情報等」という。）の貸与又は開示を書面により求めることができるものとする。

- 2 乙は貸与又は開示された開示情報等を業務の実施以外の目的に使用してはならない。

（開示情報等の管理）

第 12 条 乙は、開示情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、保管するものとする。

- 2 乙は、開示情報等について、業務上その必要がなくなった時点で遅滞なく甲に返却するものとする。
- 3 前項において、開示情報等が電子文書又は電磁的記録の場合は返却又は破棄するものとし、返却及び破棄の方法に関しては、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（秘密情報の保持）

第 13 条 甲及び乙は、この契約における「秘密情報」を、この契約に基づき互いから開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で口頭で開示される情報であって、口頭による開示後 10 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの

2 甲及び乙は、互いに秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、相互の事前の書面による同意又は法令により開示を求められた場合を除き、他の第三者に開示、公表及び配布をしないものとし、秘密情報の取扱いについては、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を開示された目的にのみ使用するものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、甲及び乙が、秘密情報を自己の履行補助者に開示する場合には、相互の事前の同意を得ることを要しない。ただし、この場合、甲及び乙は、開示する履行補助者に対して本条の責任を遵守させなければならないものとする。

5 甲及び乙は、秘密情報の開示は、互いに対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

6 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わないことを確認する。ただし、秘密情報に該当しないことはこれを主張する者において明らかにしなければならないものとする。

(1) 開示時点で既に公知であった情報又は既に保有していた情報

(2) 開示後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

(5) 保持義務を課すことなく第三者に開示した情報

7 第 2 項に規定する義務は、この契約が終了した場合（解除された場合を含む。以下同じ。）も存続する。

8 甲及び乙は、この契約が終了したとき、各々の求めがあったとき又は必要がなくなった場合には、各々の指示に応じ、第 1 項に規定する秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還又は破棄するものとする。電子文書又は電磁的記録によって開示された場合の秘密情報の返却及び破棄の方法に関しては、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

9 甲及び乙は、情報公開に関する法令（広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）を含む。この項において同じ。）に基づき各々の秘密情報が記載された文書の開示又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨にのっとり、開示又は提出に関し、相互に意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、開示又は提出に係る手続的な保証を与えるものとする。また、法令による場合以外で、甲及び乙は、各々の秘密情報を記載された文書の開示又は提出をしようとする場合は、相互に十分な協議の上、第 2 項に規定する同意を得て行うものとする。

（個人情報取扱い等）

第 14 条 乙は、この契約の履行のため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱い特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱う作業場所をあらかじめ甲に報告するものとし、当該作業場以外で個人情

報を取り扱ってはならない。

3 乙は、当該作業場所又は甲が指定する場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 15 条 乙は、この契約の履行に関して「広島県情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

(著作権の帰属等)

第 16 条 甲及び乙は、本システムの開発で作成された著作権の帰属について、次のとおり合意するものとする。

(1) 新規に作成された著作権

この業務において、新規に開発された本システムの著作権については、第 3 条 (2) の期間が満了するまでは乙に帰属するものとする。また乙は、甲が本システムを利用するために必要な範囲で、甲及び甲が委託し又は利用を認めた者に対し、著作権法に基づく利用、改変を無償で許諾するものとする。ただし、第 3 条 (2) の期間の満了及び当該期間に係る利用料の支払をもって、成果物の著作権は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

(2) 従前から有していた著作権

甲及び乙が従前から有していた著作権については、各々甲及び乙に帰属するものとする。この場合、乙は、甲に対し、成果物について甲が本システムを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

(3) 乙は、甲に対し、本システムの著作者人格権を行使しないものとする。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し業務の実施の状況などの報告を求め又は実地に調査できるものとする。

(1) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額 (同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。) 以上の賃金 (労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第11条に規定する賃金をいう。) の支払をすること。

(2) 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(3) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号) 第 4 条の 2 第 1 項の規定による保険関係の成立に係る届出 (労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) の規定に係るものに限る。) をすること。

(5) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第 7 条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

2 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、甲における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から 5 年間は、同様とする。

(甲の解約・契約解除権)

第 18 条 第 3 条の規定にかかわらず、甲は解約希望日の 1 か月前までに乙所定の方法で乙に通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。ただし、甲が契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、乙が定める期日までに乙の定める方法によりその損害を支払うものとする。なお、乙は、期間中、本契約を中途解約できないものとする。

2 甲は、前項による本契約の解約があった時点において未払いの利用料がある場合には、乙が定める期日までに乙の定める方法により支払うものとする。

3 前項の支払において、第 3 条第 1 号の費用については、甲乙協議の上決定し、乙が定める期日までに乙の定める方法により支払うものとする。

4 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、利用期間内において本システム利用業務を提供しないとき。

(2) 乙が、その責めに帰すべき事由により、利用期間内において本システム利用業務を連続して提供する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 乙が、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

5 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求できるものとする。

第 19 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（乙の契約解除権）

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、この契約に違反し、乙がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間を経過してもなお当該違反が是正されないとき。
- (2) 甲が、正当な理由なく、利用料の支払請求に応じないとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、当該解除により損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に請求することができるものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第22条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（損害賠償）

第23条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

（管轄裁判所）

第24条 この契約に係る訴訟については、広島地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第25条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

甲 広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (取得の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (個人情報の持ち出しの禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

### (複写・複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託等に当たっての留意事項)

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

### (再委託等に係る連帯責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

### (再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを

確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。